

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通指導取締りと  
広報啓発に当たっての留意事項について（通達）

令和6年10月15日付け警察庁丁交指発第160号、丁交企発第282号  
警察庁交通局交通指導課長及び交通企画課長から各管区警察局広域  
調整部長、警視庁交通部長、各道府県警察（方面）本部長宛て

（概要）

道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）附則第1項第2  
号に掲げる規定が令和6年11月1日から施行されることに伴い、改正法施行  
後の交通指導取締りと広報啓発に当たっての留意事項について通達するもの